

平成 28 年 10 月 7 日

大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

ダイワ上場投信— 東証REIT指数

当社は、「ダイワ上場投信—東証 REIT 指数」につきまして、設定と運用開始を 10 月 24 日に、東京証券取引所への上場を 10 月 25 日に予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

記

1. ファンドの目的

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「東証REIT指数」の変動率に一致させることを目的とします。

2. ファンドの特色

1

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「東証REIT指数」の変動率に一致させることを目的として、「東証REIT指数」に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の不動産投資信託証券に投資します。

- 上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと（不動産投信指数先物取引を利用することを含みます。）があります。
- 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

◆「東証REIT指数」は…

東京証券取引所上場の不動産投信全銘柄を対象とする時価総額加重平均の指数で、平成15年4月より算出・公表されています。

[算出方法の概要]

指数：算出時の時価総額^(注1) ÷ 基準時の時価総額^(注2) × 1,000

(注1) 算出対象銘柄ごとに、価格に指数算出用上場口数を乗じ、これを全銘柄合計したものです。

(注2) 平成15年3月31日の終値により算出された時価総額とします。ただし、算出対象銘柄数の増減など市況変動によらない時価総額の増減や増資などが発生する場合は、連続性を維持するため、基準時の時価総額を修正します。なお、配当込み指数の算出に際しては、権利落（金銭の分配）についても、基準時の時価総額の修正が行なわれます。

- ①東証REIT指数の指数値および東証REIT指数の商標は、株式会社東京証券取引所（以下「㈱東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指数の商標に関するすべての権利は㈱東京証券取引所が有します。
- ②㈱東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の停止または東証REIT指数の商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- ③㈱東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値および東証REIT指数の商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の東証REIT指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④㈱東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、㈱東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ⑤「ダイワ上場投信－東証REIT指数」は、㈱東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。
- ⑥㈱東京証券取引所は、「ダイワ上場投信－東証REIT指数」の購入者または公衆に対し、「ダイワ上場投信－東証REIT指数」の説明、投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ⑦㈱東京証券取引所は、当社または「ダイワ上場投信－東証REIT指数」の購入者のニーズを、東証REIT指数の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- ⑧以上の項目に限らず、㈱東京証券取引所は「ダイワ上場投信－東証REIT指数」の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

※「東証REIT指数」を以下「対象指数」という場合があります。

2 当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

- 受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。
 - 売買単位は、10口単位です。
 - 取引方法は、原則として株式と同様です。
- 追加設定は、不動産投資信託証券により行ないます。
 - 追加設定にかかる受益権の取得申込者は、取得時のバスケット（「東証REIT指数」を構成する各銘柄の不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の不動産投資信託証券として委託会社が指定するもの）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。
 - 原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の取得申込みを行なうことはできません。
- 委託会社が定める一定口数の整数倍の受益権を不動産投資信託証券と交換することができます。
 - 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する不動産投資信託証券との交換を申込みすることができます。
 - 解約申込みにより受益権を換金することはできません。
- 収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。
 - 名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払いの取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所）が受託会社に登録されている者をいいます。

3 収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、運用管理費用（信託報酬）その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。決算日は毎年3月、6月、9月、12月の各4日です。

（注）第1計算期間は、平成29年3月4日までとします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

3. 投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

 リートの価格変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
そ の 他	ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「東証REIT指数」の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a)東証REIT指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- (b)運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等を負担することによる影響
- (c)リートの売買の約定価格と東証REIT指数の算出に使用する価格の差
- (d)リートの銘柄数、市場規模が限られること
- (e)不動産投信指数先物と指数の動きの不一致(先物を利用した場合)
- (f)リートおよび不動産投信指数先物の流動性が低下した場合における売買の影響
- (g)リートおよび不動産投信指数先物取引の最低取引単位の影響
- (h)東証REIT指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- (i)追加設定および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

※税法その他の法規上の規制や組入銘柄の財務リスクや流動性などの理由から、東証REIT指数の採用銘柄をすべて組入れない場合や時価総額に応じた組入れを行わない場合があります。

4. ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用											
	料率等	費用の内容									
取得時手数料	販売会社が定めるものとします。	取得時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。									
信託財産留保額	ありません。	—									
交換時手数料	販売会社が定めるものとします。	受益権の交換に関する事務等の対価です。									
投資者が信託財産で間接的に負担する費用											
	料率等	費用の内容									
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、次のイ. の額にロ. の額を加算して得た額 イ. 信託財産の純資産総額に年率0.1674% (税抜0.155%) 以内 (提出日現在は、 年率0.1674% (税抜0.155%)) を乗じて得た額 ロ. 信託財産に属する株式の貸付けにかかる品貸料に54% (税抜50%) 以内の率 (提出日現在は、54% (税抜50%)) を乗じて得た額	運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。									
委託会社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価です。									
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>〈運用管理費用の配分〉 (今後、変更されることがあります。)</th> <th>委託会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ. の額 (税抜)</td> <td>年率0.13%</td> <td>年率0.025%</td> </tr> <tr> <td>ロ. の額 (ロ. の総額に対する比率で表示しています。)</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	〈運用管理費用の配分〉 (今後、変更されることがあります。)	委託会社	受託会社	イ. の額 (税抜)	年率0.13%	年率0.025%	ロ. の額 (ロ. の総額に対する比率で表示しています。)	50%	50%	
〈運用管理費用の配分〉 (今後、変更されることがあります。)	委託会社	受託会社									
イ. の額 (税抜)	年率0.13%	年率0.025%									
ロ. の額 (ロ. の総額に対する比率で表示しています。)	50%	50%									
	※上記の運用管理費用の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。										
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> ●受益権の上場にかかる費用および対象株価指数の商標の使用料 (商標使用料) ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。 ※商標使用料は信託財産の純資産総額に、年率0.0324% (税抜0.03%) 以内 (提出日現在は、年率0.0324% (税抜0.03%)) を乗じて得た額となります。 ●有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等を信託財産でご負担いただきます。 ※売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。 										

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

5. ご参考

◆ 販売会社：大和証券、野村證券、イービーエヌ・アムロ・クリアリング証券、BNP パリバ証券

 <p>取得時</p>	取得単位	「取得時のバスケット」を単位とします。 「取得時のバスケット」…対象指数を構成する各銘柄の不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の不動産投資信託証券として委託会社が指定するもの。 〈「取得時のバスケット」1単位当たりの取得口数〉 取得時のバスケットの評価額を取得申込受付日の基準価額で除して得た口数をもとに、委託会社が定めるもの。
	取得時のバスケットの決定など	●委託会社は、当初設定日以降、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用される「取得時のバスケット」を定めます。 ●委託会社は、原則として、取得時のバスケットを、当初設定日以降、取得申込可能日の毎日、インターネット・サイト〔 http://etf.daiwa-am.co.jp/ 〕に掲示します。
	取得価額	取得申込受付日の基準価額（100口当たり）
	取得方法	追加設定は不動産投資信託証券により行ないます。
	取得代金	—
	解約申込	解約申込により換金することはできません。

 <p>交換時</p>	交換申込	受益権と不動産投資信託証券との交換ができます。
	交換単位	委託会社が定める一定口数の整数倍
	交換価額	交換申込み受付日の基準価額（100口当たり）
	交換代金	—

 <p>申込について</p>	申込受付中止日	<p>〈取得申込みの受付の停止〉 ※次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、取得申込みを受付けることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内 2. 対象指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う口数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内 3. 計算期間終了日の4営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して6営業日以内） 4. 前1.から前3.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたと <p>〈交換申込みの受付の停止〉 ※次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、交換申込みを受付けることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日 2. 対象指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う口数の変更日の4営業日前から起算して8営業日以内 3. 計算期間終了日の4営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して6営業日以内） 4. 前1.から前3.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたと
	申込締切時間	午後3時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）とし、その翌営業日を取得申込受付日とします。
	取得の申込期間	平成28年10月24日から平成29年11月27日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
	換金制限	—
	取得・交換申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得・交換の申込みの受付の中止、取消またはその両方を行なうことができます。

 その他	信託期間	無期限（平成28年10月24日当初設定）
	繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> ●受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは対象指数が廃止された場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の口数が20万口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年3、6、9、12月の各4日 （注）第1計算期間は、平成29年3月4日までとします。
	収益分配	年4回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
	信託金の限度額	3,000億円に相当する不動産投資信託証券および金銭
	公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ（ http://www.daiwa-am.co.jp/ ）に掲載します。
	運用報告書	—
	課税関係	課税上は上場証券投資信託等として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※平成28年6月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

◆ 受託会社：三菱 UFJ 信託銀行

6. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上